

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和八年三月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 国分政勝

一 許可番号

令和八年三月十六日

指令川建セ第〇七〇一三一号

二 検査済証番号

令和八年三月十八日

川建セ第〇七〇一四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸字浄光四百八十四番三、四百八十二番九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県新座市片山一丁目六番二十八号 マウナー〇一号室

加藤 勇也・望琴